

工藤祐董編

八戸藩法制史料

刊行
創
文
社

工藤 祐董 (くどう・すけただ)

1923年生まれ。1947年東北大學法文学部卒業。八戸工業高等専門學校教授をへて、現在光星学院八戸短期大學教授。

〔論文〕「八戸藩の藩法史料治國要務秘鑑について」,「八戸藩家臣統制法令」,「八戸藩家臣の階層構成」,「目付制度—八戸藩の場合」,「八戸藩武士家族法」,「八戸藩法制的變遷」,「八戸藩刑法—法例を中心に」,「八戸藩の農民統制」他。

〔八戸藩法制史料〕

一九九一年二月二五日 第一刷印刷
一九九一年二月二八日 第一刷發行

定價一五、四五〇圓
(本體一五、〇〇〇圓)



編 者 工 藤 祐 董

發行者 久保井 理津男

印刷者 中 内 康 兒

東京都文京區關口一〇四四一四

發行所 株式會社 創 文 社

本 社
假事務所

102 東京都千代田區一番町一七一三
112 東京都文京區關口一〇四四一七
電 話 03-3235-4361
振 替 東京二九二四七二

曉印刷・鈴木製本

ISBN4-423-74070-2

Printed in Japan

序

幕藩體制國家は、幕府法と藩法の二つの法領域を有する。幕府法については先學のおびたしい優れた研究業績があり、諸藩法、特に大藩のそれに關する研究も進展し、藩法集等の諸藩法制史料の刊行も行なわれ、藩法研究に貢獻する所大なるものがあつた。しかし諸藩の中で多數に上る小藩の藩法研究は極めて立遅れた状態にある。幕藩法の総合的研究、諸藩法の比較研究、幕府法と藩法の關係解明の上からも、多數小藩の藩法研究促進が急務である。その一助ともなる事を念願し『八戸藩法制史料』の刊行を志した。

八戸藩法制研究の主要史料であり、八戸藩における先例・法令を收録した「目付所例書」を中心とする目付關係文書、目付の指揮の下に公事・裁判の下調等を始め、目付業務の實務面を擔當した徒目付關係文書を主體とし、財政困難の増大にともない重要度を増した勘定所關係の規定・先例を内容とする勘定所關係文書も收めた。以上の文書は八戸藩政研究の基本的史料でもある。

本書によつて朱印高二萬石の外様小藩である八戸藩の法制が盛岡藩法制を繼受しながらも、二代藩主直政が側用人等として、五代將軍綱吉の側近に侍した關係もあつてか、中期以降次第に八戸藩法が幕府法に接近して行く状況、財政窮迫の過程において藩法制が變遷する實態等、あるいは八戸藩法制の概要、八戸藩政運営の實態を把握できるものと考えられる。

本書は文部省より平成二年度科學研究費補助金「研究成果公開促進費」の交付を受けて刊行するものである。本書の刊行を勧められ、種々の御指導御配慮を賜わった東北大學名譽教授・東海大學法學部教授服藤弘司氏、

御教示と御支授を賜わった東北大學法學部教授吉田正志氏、目付關係史料・文獻等を提供戴き助言を賜わった中央大學法學部教授本間修平氏、掲載史料の利用の便宜を計られた八戸市立圖書館長西山金一氏、同館長補佐兼業務班長市川幸男氏、同主査兼司書中道敏夫氏をはじめ同圖書館職員諸氏、史料の解讀に獻身的に協力助言を賜わった同圖書館元副參事小笠原忠雄氏、鐵山關係について校正にあたり協力と助言を賜わった青森縣立八戸工業高等學校教諭齋藤潔氏に深甚の謝意を表する。

本書刊行にあたり、恩師故高柳眞三先生が編者に對して、八戸藩法制の研究に専念するよう御教示を賜わり激勵された御高恩に深謝してやまない。

平成三年一月十日

工藤 祐 董

八戸藩概説

一 藩政の概要

寛文四年（一六六四）南部家二十八代南部山城守重直が嗣子なく病死、同年十二月六日『陸奥國盛岡城主南部山城守重直。かねて公の御旨にまかせ養子せん事こひ置いてうせしかば。遺領十萬石を弟二人に分て。隼人重信八萬石。數馬直房二萬石賜ふ』（徳川實紀）こととなり、南部家は盛岡・八戸の兩家に分割された。こうして創設された八戸南部家は朱印高二萬石、實高約四萬石の小藩であり、家格は柳間詰・外様・無城であったが、二代藩主直政が五代將軍綱吉の側近に仕え側用人に昇進、辭任する迄の間譜代として遇せられ、天保九年八代藩主信眞に到り、蝦夷蜂起の際及び領内海岸警備の功により城主格となり、九代藩主信順は安政二年從四位に叙され、つづいて文久元年（一八六一）侍從に昇任され幕藩制の終焉に至るまで約二百年にわたり藩政が維持された。その領域は青森縣東南部と岩手縣東北部すなわち北上山地北部から陸中海岸北部一帯にわたる地域に、盛岡市近郊の紫波町附近の飛地を合わせたもので、三戸郡四一ヶ村・九戸郡三八ヶ村・志和郡四ヶ村計八三ヶ村である。盛岡藩と同様領内は「通」制により八戸廻・濱通、名久井・長苗代通、輕米通、久慈通の四通と志和に區劃され、それぞれ代官により支配された。このうち志和四ヶ村を除いた領域は「やませ」による冷害常習地帯であり、不作（收穫 $\frac{1}{4}$ 減）凶作（同 $\frac{1}{2}$ 減）飢饉（餓死者多數）等の減收は平均三年に一度であり平均約六萬人の領内人口は、飢饉時には減少し、特に天明大飢饉の際には、死絶・流亡者が實に三萬余人にも達する慘狀を呈した。減少した人口が平均的な人口に回復するには十數年を要する狀況であった。領内人口の約九割は百姓だったので、飢饉に

よる人口減少は農業生産に打撃を與え、ひいては年貢收納の低下をもたらした。

八戸藩の財政規模について概観すれば次のようなものである。御用達商人西町屋の寶曆四年（一七五四）の財政收支の記録では、豐年であつた同年の收入としては、御藏領一萬九千余石からの年貢は三〇五九兩と米二三八八駄、海川諸運上・禮金・駒の口等小計三三九兩三步、米二三八八駄を金に換算して合計すると四一一五兩三步である。これに對して支出は、金成・切符御合力・御役料共一一一七兩二歩を始めとし、俸祿に小計二四四九兩三步、參勤費用六二五兩その他小計二九一六兩二歩となり、合計五三三六兩一歩であり、差引不足金は一二五〇兩二歩である。なお志和は御藏領であるが、志和の收納は全額江戸邸の台所米・日用金にあてられ特別會計となつており、前記收支には含まれていない。

豐年に於ても約千兩の赤字財政となつており、ほぼ三年に一度の冷害による年貢收納の減少は藩財政の窮乏を加速するものであつた。これに對處する爲家中諸士に對する俸祿の借上は恒常化し半知借上も再三にわたつた。御用達商人を利用した仕送制も所詮彌縫策に過ぎず、根本的解決策とはならなかつた。借上は百姓に對しても實施され、享保十八年以降財政窮迫の募つた際臨時的に實施されたが、天明六年から高一石に付三〇〇文の借上が恒常化され、一石三百文と通稱されるに至つた。八戸藩政を一言で總括すれば、募り行く財政窮乏に對する苦闘の歴史であり、藩財政の窮迫は家中武士はもとより、百姓町人にも直接・間接に深刻な影響を及ぼした。

このような事態の根本的解決策として登場したのが主法替すなわち藩政改革である。第一次の主法替はほぼ寛政期初頭から開始されたと考えられる。大豆等の國產品の強制的買上と江戸での販賣による利潤の獲得、諸役金等の増徴と新税の徴收、年貢・諸役金の取立強化等を実施したが、寛政七年（一七九五）久慈地方の百姓一揆により挫折した。しかし文政二年（一八一九）〜天保五年（一八三四）にわたる第二次の主法替は第一次主法替を擴

大強化し、明確に藩專賣制を打ち出し、諸役金等の稅率強化、年貢・諸役金等の取立強化等を実施し、從來見られた領民に對する慈悲憐愍は影をひそめた。このような改革の強行は、藩財政を好轉させたが、藩榮えて民亡ぶ狀況を齎らし、家中保守派・町人・百姓の反撥を招き、天保飢饉を機に、天保五年領内惣百姓一揆が勃發し、再び主法替は挫折した。一揆は主法替の主要項目の廢止を要求し、藩當局は、これを聞届け、あるいは緩和する等應急の對應策により一揆を鎮靜させたが、それ以後も藩政改革は領民の反撥を招かない緩和された形で實質的に繼續され、さらに商人に藩金を貸付ける金融資本的な方法も併用され、弘化四年には御圍金（貯金）が五萬兩に達し藩財政は再建された。しかし幕藩期末の海岸警備、國內の動亂に備える軍事費の増大等は依然として藩財政を壓迫するものであった。九代藩主信順が薩摩の島津家から駕養子として迎えられた關係上、幕末から明治維新にかけての動亂期には、東北諸藩の多くが反薩長の立場に立ったのに對して、八戸藩は小藩であるが故に敢て旗幟を鮮明にせず、薩長・反薩長双方に對して巧妙な對應を取りつつ、戦火にさらされる事なく八戸藩を存續させた。これは當時病床にあつた藩主信順の力量によるところが大であった。

二 支配機構その他

諸藩の支配機構は軍役を中心に形成され、必要に應じて行政關係の職制を追加するという方法で構成された。しかし泰平の世が續き、もはや武力の直接的行使の必要が失なわれた寛文期に創設された八戸藩は當初から明確な軍役組織も持たないまま經過し、延享元年（一七四四）五代藩主信興が駿府加番を命ぜられ、「二萬石御軍役人數定」等の軍編成を定めた。その概略は「一の手」、「二の手」二備、人數六七五人である。つづいて延享三年「江戸並八戸在勤諸士軍役人數定」を制定した。

藩職制は、諸藩と同様に番方と役方に大別されるが、泰平の世が續いた結果、番方は閑職となり番方に對する役方の優位が確立された。役方は更に「側廻」（家政系統）と「勝手」（行政・司法系統）に分れる。

家老の員數は時代により若干異なるが、八代藩主信眞（治世一七九六—一八四二）以降は家老（國老）一人、中老三人（内江戸常府一人）が原則とされていたと見做される。

番方は三番に分れ、それぞれ番頭が番士を統率し、者頭四人はそれぞれ「本組」「新組」の足輕組を預けられ、番頭・者頭等は表役人と稱された。

役方の内、「側廻」は用人を頂點とし、その下に刀番・納戸・近習の「御側三役」の外に、側醫、祐筆、馬別當等が置かれていた。

「勝手」は吟味を筆頭とし、これに目付・勘定頭を加えた「勝手三役」（單に三役とも言う）の外、寺社町奉行、山目付・馬目付等の役人で構成され、これ等は「勝手役人」あるいは單に「役人」と稱された。

以上は藩職制の上層部の構成であり、主要役所としては、家老の執務する御用部屋（御席）・用人所・吟味所・目付所・勘定所・徒目付所等があった。以上の番方・役方を統轄していたのは家老・中老である。

家中の階層構成は、上士層である「表」の階層と下士層である「勝手」の階層に二大別されていた。「表」はさらに「家柄」（門閥であり、番頭・番頭並・者頭・者頭格等の家格に細分され、家老・中老・番頭・者頭・用人等に就職）と番士（騎士格、幹部役人に就職、ただし無高番士と稱される俸祿が石高表示でない下級番士もあった）の家格に分れる。「勝手」は、給人・給人格・醫師・馬方・勘定方等の家格に分れ、馬方・勘定方は輕輩武士と見做されていた如くである。以上の「勝手」に屬する家士は、勝手小役人等として幹部役人の下に配置され、實務を擔當するのが原則とされた。しかし勘定頭に給人層から登用される等の例外は見られた。この外に準

家臣と目される足輕階層があり、一代奉公が原則であるが、實質的には相續が認められていた。その人員は時代により變動があるが、一二〇人程度が平均的な人員である。

俸祿は地方・藏米・金方・扶持方等に分類される。「表」階層の俸祿は石高表示で、地方何石・藏米何石・金成何石と表示されたが藏米支給は少數で金成支給の比率が高い。これは金納年貢の多かった事によるものである。「勝手」層の俸祿は切米と切符（現金支給）に分れ、扶持を併給されるのが通例だった。切米は何駄と駄數表示、切符は何兩と兩表示であり、一駄は二石、一兩は五石、一人扶持は五石に換算された。足輕は扶持のみであった。なお足輕組には「本組」「新組」の外に、寺社町奉行に屬する「町組」が二組、遠野地方に移された同族八戸家の殘留家臣を足輕として召抱えた「常番組」があった。

税制については、田は三百坪を一反とし、斗代は上田一反は一石二斗、中田一反は一石、下田と上稗田は八斗、下々田・下稗田・蒲田は六斗と田の品等を四等級に區分し、斗代は二斗劣りである。また畑は九百坪を一反とし、品等は同じく四段階に分け、斗代は上畑一反は九斗、中畑・苗代・中稗田一反は七斗、下畑一反は五斗、下々畑一反は三斗と、やはり二斗劣りとなっている。

税率について見れば、總歩成は上五ツ、中三ツ三分、下一ツ八分、下々八分となり、その平均は一ツ二・三分より七・八分まで、豊年は二ツ四・五分より七・八分までとなっており、平均税率は一二・三％～一七・八％で、豊年でも二四・五％～二七・八％となっていた。一見輕率のように見えるが生産力の低い地方を含めた平均税率は低く表示される譯であり、八戸藩においては、比較的良好な農村地域である三戸郡三五ヶ村の農家一戸當りの平均持高は三石六斗であり、このような百姓持高の零細性から見れば必ずしも輕率とはいわれない。藩の標準税率は本年貢と合わせても四〇％と推定されている。本年貢の外の雜税としては小役金、夫役としては夫傳馬その

他の人夫、碗飯金、鐵山禮金、浦役、川役、沖之口、酒屋禮金等があった。

八戸藩の税制の特色は金納年貢の比率が高いことである。金納年貢は金目かなめと稱され、砂金建値で表示され、法定の換算率で錢や米に換算された。これは生産力の低い難穀生産地域が多かった事によるものとみなされる。

町村は五人組に編成され、組頭・乙名・庄屋（村は名主）の三役があり、自治的に運営されていたことは諸藩と同様である。

名主は代官所下役の役割も有しており、また藩と名主の間には、名主等の願・届に加印する大下書があり、その外に年貢收納に關與した田屋が存在した。いずれも初期には各通に一人となっていたが、後期には田屋は村ごとに配置された例も見られる。

三 八戸藩目付制の特色

「目付所例書」に關連して八戸藩目付制の特色について述べる。

八戸藩の目付は、金錢・物品出納、爲替業務、財政關係の規定の改廢、年貢等の減免、獻金や御用金の賦課等を管掌する吟味、および御藏領を管轄し年貢徴收等を主管する勘定頭と共に、勝手三役あるいは三役と呼ばれ、共に裁判に當り、三役關連事項については、三役評議や三役立合を行ない、行政・司法業務の大半はこの三役によつて擔當された。勝手三役としての目付とは別個に馬目付・山目付があり、それぞれ、馬政・林政の統制管理に當っていた。勝手三役の座には形式的には吟味であったが、目付は廣範な擔當業務を有し職務上家老と最も密接な關係にあった事から、宗家盛岡藩の目付と同様に、實質的には役人の要とも稱すべき地位にあった。したがって目付に任命されたのは番士の俊才であり、その員數は時代により異なるが、五・六人十數人であった。なお

目付の指揮を受け、その股肱として活動したのが徒目付であり、これには給人の英才があてられた。

勝手三役の一つである目付は、單なる監察職ではなく、諸行事の執行・諸行事に對する立合、家臣統制（家臣の生活・勤務に對する監察、賞罰、各種願届の處理）、法令・前例の吟味による舊規・先例の解釋運用の統一、法令の布達、領内治安の維持（治安狀況の調査、犯罪者の逮捕・取調・裁判等）に關與した。さらに八戸藩目付について特筆しなければならない事は、目付は家老の諮問機關であり、目付一統による『目付評義（議）』により統一意見を形成し、家老に意見具申をなし、あるいは家老の諮問を受けて『目付評議』により諮問に答申する等、評議職ないし評定職でもあった事である。このような事から、當書收録の「御目付勤方手控」では、家老は『御政事役』、『御目付をハ御政事判談之御役と言者也、』と述べている。八戸藩目付は監察職の性格を備えていた事は勿論であるが、より廣範な「御政事判談之御役」すなわち政事の得失を判談する役として當時理解されていた事が知られよう。『目付評義』の内容は「目付所例書」に多數收められているが、單なる監察的視野からの評議に止まらず、理路整然とした中にも、家中等の實狀を考慮した、具體的妥當性を有する幅廣い視野からの判談の事例も見られる。

勝手三役のうち、吟味・勘定頭は財政關係を擔當する幹部役人であるが、この兩役に關連する事項については『三役評義』により意見を調整し、家老に意見を具申した。『三役評義』においても、目付がほとんど主導權を握っていた觀がある。このように八戸藩目付は評義職ないし、評定職としての性格が顯著である。目付の執務する目付所は、殿中の家老の御用部屋（御席と稱された）に隣接し、目付の指揮を受ける徒目付の執務部屋である徒目付所も、目付所の付近に置かれていた。勝手三役はいずれも家老の指揮を受けたが、その中でも目付は家老と直結した地位にあり、家老の命令を諸向に申達し、禮式や行事の管掌者として、それらについて、諸役人・家

中諸士に連絡し、行事等の執行にあたり、あるいは願・届の處理等、諸役人・家中諸士と廣範な接觸があり、「三役評義」を主導する等、まさに役人のかなめとも稱すべき地位にあった。

ところで、政事判談の役すなわち、評議職としての目付は八戸藩にだけ特有のものであろうか。例えば松平太郎著・進士慶幹校訂『校訂江戸時代制度の研究』で、『目付も亦監察に任ず、専ら若年寄の耳目となりて政事の得失を糾察し、諸有司の非禮を彈劾す』とある。『政事の得失を糾察する』事が評議職ないし評定官としての職責につながらないであろうか、舊東京帝國大學史談會『舊事諮問錄』に目付は評定官であり、一般の評議に列したとあり、幕府目付の場合にも監察職であると共に評定職でもあり、老中・若年寄の諮問機關でもあった事は明白である。

八戸藩の宗藩にあたる盛岡藩（南部家）においても、目付が、家老より、仲間相談の上意見具申を命ぜられ、あるいは家老の諮問に對して、附札を以て意見具申をしていた事（『藩法集』9 盛岡藩『所收御當家重寶記』、「御目付所定目」）が見られる。また岡山藩では、目付はなく、評定所があつて、大目付が政事の諮問に答え、公事訴訟の裁決に當つたとされる（寺島莊司『江戸御目付の生活』）。仙台藩の奉行（家老）直屬の近習目付は「諫争の役也、且御政事の得失を論じ、諸役人の曲直を察す、且火災を防ぐ指揮を掌る」（宮城縣史、鈴木壽「目付考」——史料館研究紀要第三號）とある。以上あげた諸藩について筆者は知識に乏しく推定にすぎないが、これ等の藩でも、評議職・評定職として目付が家老の諮問機關でもあつた形跡が伺われる。諸藩の目付には監察職としてのみの目付も多いかも知れないが、監察職・評議職（評定職）の二重性格の目付、家老の諮問機關として、評議職の性格顯著な目付等の類型が他にも見られるのではないかと疑問が持たれる。

目付の指揮の下に諸種の實務や現場業務にたずさわつたのは徒目付である。給人家格から任用されその員數は

時代により異なるが六・七人から十數人である。

徒目付は徒目付所に勤務し、その任務は、目付の命令指示の下に、諸役人の勤務状況や家中諸士の動向を監察し、領民の動靜探知、犯罪の摘發、他藩との罪人の受取渡し、裁判の下調と補助、領内巡回、殿中異變の處理、死罪檢使・判元改、諸行事・禮式等の準備と執行、先例等の下調、神社祭禮時の奉行と巡回、自領・他領の風説の探知等廣範圍にわたり、徒目付はこれ等業務を輪番制で處理した。要するに徒目付はすべて目付業務の第一線を擔當していたと言つてよい。したがつて徒目付には給人中のすぐれた人材があてられ、下級役人ではあつたが、庶民に對する權威は高かつた。

目付所には、下僚として目付添役・書役・舊記方が配屬されていた。

解題

「目付所例書」「乾」・「兌」・「麗」・「震」・「巽」・「坎」・「坤」・「新押」(「艮」は欠卷)

八戸藩法制ひいては八戸藩政を解明する基本的史料としては、「目付所例書」が最も凝縮されたものであり、これと並ぶのが、「目付所日記」、「勘定所日記」、「用人所日記」等の藩の日記類であるが、その中で特に「目付所日記」は、藩の典型的な公式記録である。

本書に収録した「目付所例書」は八戸市立圖書館收藏の九卷本(欠卷二)であり「例書」と題しているだけであるが、その内容、記載事項、記載人名等から、「目付所例書」と判定されるものである。また八戸市立圖書館には「八戸青年會」舊藏の「目付所例書」の表題を付した四卷本があり、その内容は、本書に収録した「例書」と一致する。このようなことから、本書では「目付所例書」の表題を付した次第である。これ以外に、同圖書館には、無題の江戸藩邸の「目付所例書」と推定される郷土史家上杉修氏舊藏の一卷と、同じく本書に収録した「八戸青年會」舊藏「江戸例書」一卷がある。青森縣立圖書館には「例書」仁、と題する一卷があり、これは仁・義・禮・智・信五卷本のうちの一巻と推定される。この他八戸市立圖書館には、「例書」の一部を筆寫した「例書」と題する端本も存在する。

本書に収載した「目付所例書」は郷土史家上杉修氏舊藏本であるが、乾・兌・離・震・巽・坎・艮・坤の八卦の順序に従って卷名を付したものである。「離」の字を嫌忌したのか「麗」をあてた一卷がある。また「震」はその一部が破損している。また「艮」は欠卷となっているのが惜しまれる。以上の八卦を卷名とした現存七卷の

外に「新押」（新坤の誤りか、あるいは最終巻の意か）と題する一卷があるが、内容的には「例書」八巻に對する追加と見做される。

上杉修氏舊藏九卷本・江戸藩邸「目付所例書」と推定される一卷と、八戸青年會舊藏の四卷本・江戸例書を對比すると、卷數の相異はあるものの、八戸青年會舊藏本は、上杉修氏舊藏本に比して細字で筆記され、掲載項目に若干の相異があるが掲載内容は殆んど同一である。ただし目錄の記載順序は著しく相違している。この二者を比較すれば、上杉修氏舊藏本が八戸青年會舊藏本よりも記載項目の分類整理においてまさっている。ただし「江戸例書」については八戸青年會舊藏本の方が整備されている。このような事由から、本書では「目付所例書」については上杉修氏舊藏本を底本とし、八戸青年會舊藏本を参照し、「江戸例書」については、八戸青年會舊藏本を底本とし、上杉修氏舊藏本を参照した。

幕藩期に於ては、幕府・諸藩ともに、祖法墨守・新儀停止を基本原則とし、諸藩に於ても行政・司法を始め藩政業務全般にわたり、舊規先例の遵守に努めた。藩政業務の遂行・處理に當り、擔當役人が依據した規範には「被仰出」等の藩法令や幕府法令もあるが、各種の前例が最も具體的かつ有力な依るべき基準とされた。前例は信頼できる具體的法規範として作用していたと言えよう。

八戸藩に於ては、「被仰出」等を取りまとめた藩法令集は現存せず、「目付所例書」が目付の業務遂行の有力な基準とされていたと見做される。

八戸藩の目付は、「八戸藩目付制の特色」に述べたように役方の行政・司法業務を擔當する吟味・勘定頭と共に勝手三役と稱され、藩政はこの勝手三役を中核として運営され、目付には番士の俊才が撰任された。

目付が業務處理にあたり、第一になすべきことは前例や舊規の吟味であり、家老より前例吟味を命ぜられる事

もあった。前例の欠如、前例の曖昧な場合は「目付役評議」、勝手三役に關連する事項については「三役評議」により形成した意見を家老に具申し決裁を受けた。前記のように、目付が業務遂行にあたり最初になしたのは前例の吟味であるが、目付所に蓄積された前例が莫大な量に達し、前例の檢索、ひいては前例吟味に困難を來し、法令・前例を分類整理する必要に迫られて成立したのが「目付所例書」であると考えられる。目付所には「添役」（補佐）書役の外「御舊記方」が二・三名配置されており、舊規、公儀法令・前例の整理・吟味を擔當していたと推定される。この「御舊規方」によつて項目ごとに分類された「例書」が、目付の執務の手引とされた可能性がある。「目付所例書」には『御役所（目付所）例書にあり』の文言があり、例書の原形が存在した事は明白である。しかしそれを筆寫したと見做される、舊上杉修氏舊藏本と舊八戸青年會舊藏本とでは配列順序がいろいろ異なり、例書の原形は項目ごとに取りまとめたものだったと推定される。しかし、この上杉氏舊藏九卷本のうち、江戸邸「目付所日記」と見做される一卷を除いては、現存七卷には、目錄の最初の頁に神姓の朱印が押捺されている。したがつて、目付の役職にあった神姓の家士により、私的に整理編集されたと推定される。神姓の家士としては「御九代勤功帳」によると、神右門（松次郎）が該當する、彼は番士家格に屬し側廻・代官を歴任後、嘉永元年から同六年まで目付皆勤とあり、八卦の題名を付した「目付所例書」の記録の最終年代が嘉永六年となっているのと一致する。従つて神右門が本書の編集者であり筆者であると推定される。現存の「目付所例書」には九卷本、五卷本と推定されるもの（現存一卷）、四卷本がある事は前述の通りである。これら三種は項目の配列順序が、かなり異なるが、項目名はほとんど一致している。上杉修氏舊藏本は江戸「目付所例書」と推定される一卷を除き、他の七卷の筆蹟は極めて類似しているので、同一人の筆記と考えられる。しかし筆蹟に微妙な相違も見られ、複數の筆者の手になった可能性もある。「新押」は筆蹟から明らかに別人の手